

専決処分報告 第 1 号

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ対策のための県立学校における臨時休業に関する専決処分報告

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ対策のための県立学校における臨時休業に関して高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(34)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると認める事項を決定すること。

高知県教育委員会事務専決規程

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規程により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

県立学校における臨時休業について

1 高知工業高等学校

- (1) 対 象 全日制2年建築科
- (2) 期 間 1月29日(水) 計1日間
- (3) 理 由 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

2 高知工業高等学校

- (1) 対 象 全日制1年総合デザイン科
- (2) 期 間 2月4日(火) 計1日間
- (3) 理 由 インフルエンザ拡大防止のため

参考 学校保健安全法

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。